

きずな

K I Z U N A



障害のある人

尊厳をすべての人に



12月4日～10日は
人権週間です。

- ② 「パラリンピックが私にくれたもの」
鈴木ひとみさん(車イス世界陸上金メダリスト・パラリンピック射撃日本代表)
- ③ 「障害者差別解消法とまちづくり」
松井亮輔さん(法政大学 名誉教授)
- ④ 「実践に役立つ発達障害の知識」
石川道子さん(武庫川女子大学 心理・福祉学科 教授)
- ⑤ 「バリアバリューの視点から社会を変える」
垣内俊哉さん(株式会社ミライロ 代表取締役社長)
- ⑥ 「拉致問題の早期解決を願って」
拉致問題の早期解決を願う国民のつどい in 米子(鳥取県)
- ⑦ ふれあいサロン
- ⑧ 情報ぶらざ



パラリンピックが私にくれたもの

車イス世界陸上金メダリスト
パラリンピック射撃 日本代表
鈴木ひとみさん

平成28年4月の障害者差別解消法施行を前に、障害のある人の尊厳が大切にされる社会づくりに向けてさまざまな取り組みが進んでいます。本号では、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会について、考えてみましょう。

私が怪我をした30年前、車いすでできるスポーツは「バスケットボール」が「陸上」くらいでした。外で車いすの人を見かけることもなく、車いすで何ができるのかとの情報も入ってこない頃でした。

少ない選択肢の中で、陸上を始めました。何よりも陸上に打ち込んだ理由は、夢中になれる何かが欲しかったから。仕事も体の自由も失い、当時交際をしていた恋人と、人生を重ねて良いものか？先の見えない将来をただ思い悩んでも、悪いことしか浮かばない。病院というところは案外独りにはなれないものです。自分と向き合うために、一人で病院の非常スロープを5階まで、何度も往復していました。まるで瞑想をしているように黙々とやっていました。最上階に置いたノートに「正の字」をつけて。

怪我をした年齢が22歳、これでも若手！ということ、また、身長173センチと恵まれていたことも幸いし、東京都障害者スポーツ大会で車いすスラロームと60mの部で優勝。鳥取県で開催された全国障害者スポーツ大会の優勝をきっかけに、イギリスでの国際大会出場となり、金メダルをいただきます。その頃になり、実は、障害は、乗り越えるべきものなどではないのだ、と気づきました。人の好きな目や障害があるが故の軋轢は、自分の中の誇大妄想でした。もともと大

事なことは、勇気をもつこと。自分が自分に期待して良いのだ、と心から思えた時にようやく楽になりました。

その後、アテネパラリンピックでは射撃で出場しました。日本に居れば、車いすという障害だけを考えていれば良かったのですが、海外で射撃をするということは、障害者、女性、人種を意識させられました。決して楽ではありませんが、次に続く障害のある人たちの為に道を切り拓くことも私に与えられた役目でしょう。それは今すでに障害のある人すべてに与えられた役目とも言えます。競技を楽しむ、そして改革すること、あなたが思う以上に可能性はあります。



プロフィール

1962(昭和37)年、大阪生まれ。「'82ミスインターナショナル準日本代表」。車いす世界陸上金メダリスト。UD(ユニバーサルデザイン)啓発講師。

ファッションモデルとして活躍中、交通事故で頸髄を損傷。現在は、講演や企業のユニバーサルデザイン商品の開発を行う。NHK障害福祉賞審査員を務める。著書『命をくれたキス』(小学館)は、中国・韓国でも翻訳され、『車椅子の花嫁』と題してドラマ化された。鈴木ひとみHP <http://www.h2.dion.ne.jp/~hitomi-s/>



障害者差別解消法と まちづくり

法政大学 名誉教授

まつい じょうすけ
松井 亮輔さん

2006(平成18)年12月の国連総会で採択された障害者権利条約批准に向けての国内法整備の一環として、障害者基本法(以下、基本法)の改正(2011年8月)、障害者差別解消法(以下、差別解消法)の制定(2013年6月)および障害者雇用促進法(以下、雇用促進法)の改正(2013年6月)等が行われました。

差別解消法は、改正基本法第4条(差別の禁止)の規定を実効性のあるものにすることを意図したもので、そのため、(1)差別を解消するための措置と、(2)差別を解消するための支援措置を定めています。

(1)差別解消措置

同法で禁止される差別行為としては、①障害を理由とする不当な差別的取扱い、および②合理的配慮の不提供、を規定しています。前者については、行政機関等と事業者の双方に禁止を義務づけ、後者については、行政機関等にはその提供を義務づけるのに対し、事業者については、当面努力義務とされています。ただし、事業者のうち、事業主については、改正雇用促進法により合理的配慮の提供も義務づけられています。

(2)差別解消支援措置

差別解消を支援するための措置としては、

①相談および紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動、情報の収集・整備・提供、および②障害者差別解消支援地域協議会の設置があげられています。同法では、障害者差別や合理的配慮にかかる相談および紛争の防止等のための新たな機関は設置せず、既存の機関(福祉事務所や児童相談所など)等の活用、充実を図ることとしています。

誰も排除しない社会づくり

権利条約が掲げる「社会への完全かつ効果的な参加及び包容」といった原則をベースとする差別解消法がめざすのは、障害の有無にかかわらず、差異や多様性が尊重され、誰も排除しないで、ともに助け合う共生社会づくりといえます。そうした社会の実現には、子どもの頃から、障害者も含む、さまざまな人がともに学んだり、働いたり、地域での諸活動に参加するという経験が、ごく当たり前にできるようなことが不可欠と思われる。

そして、障害者をはじめ、すべての人にとって住みやすいバリアフリーな環境整備(偏見等、意識上のバリアを取り除くための教育・啓発活動を含む)が、一人ひとりの障害者の障害特性

等に応じた適切な合理的配慮を提供するための前提条件として求められることが、理解される必要があります。

(注)合理的配慮とは、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することにならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。

プロフィール



1939(昭和14)年、兵庫県生まれ。国際基督教大学教養学部社会科学科卒。社会福祉法人日本キリスト教奉仕団アガペ身体障害者授産施設所長、国際労働機関事務局(ILLO)職業リハビリテーションアドバイザー、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構審議役、法政大学現人福祉学部教授などを経て、2010(平成22)年から、法政大学名誉教授。公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会副会長を兼ねる。主な著書に、「障害者の福祉的就労の現状と展望(中央法規)」、「概説 障害者権利条約」(法律文化社)などがある。

実践に役立つ 発達障害の知識

武庫川女子大学 心理・福祉学科 教授

いしかわ みちこ
石川道子さん

社会的認知度が上がったとはいえ発達障害の理解は難しいものです。書物や講演などで知識を得ていても、目の前の子どもに対して、「発達障害」の有無が判断できないとか、診断や支援には専門性が必要となり、実際の日常生活への支援が遅れることも稀ではありません。

「発達障害」といえば、自閉症スペクトラム障害(ASD)や学習障害(LD)や注意欠陥多動障害(ADHD)などの難しい診断名が並び、その解説から始まりません。対応の仕方、この障害にはこの支援と言われたので実行してみろ、という受け身の支援となりやすいと言えます。今回は、実践に役立つために、(1)様々な診断名があるのに、発達障害と総称される意味は何か？(2)それぞれの診断に特徴的な症状は何故起こるのか？の視点でまとめてみました。

(1)「発達障害」と総称される子どもたち
発達障害とは、標準的な発達とは異なる、発達のアンバランスな状態や順番通りではない発達の経路をとることを

示します。障害名や年齢・環境によって、発達が順調でない分野が違っているため、症状が多彩で共通点が分かりにくくなっています。反対に、複数の障害が合併していることがあるので、それぞれの障害の特徴が相殺され、確定診断が付きにくくなることもあります。しかし、「発達障害」がもつ

- ①自然にはできず、練習しないと身につかない領域がある発達(ADHD)
 - ②環境への適応性が弱い
 - ③問題の自己解決能力が低い
- という共通点は、社会生活上で不利になる可能性が高いことを示しています。「発達障害」とは、簡単にできることと練習の習熟度が「定型発達」と違う人たちで、たまたま多数派である「定型発達」モデルの習得を求められている人たちのことです。定型タイプの人たちが楽々実行できることをうまくできないことが、彼らの自己評価を低下させ、努力していく気持ちになくさせます。

(2)特有の症状はなぜ起こるのか？
ことばや社会性領域に発達の遅れが

目立つASD、多動や衝動性、不注意などの行動特徴が目立つADHD、学齢期に学習の習得に問題がみられるLD、不器用さが目立つ発達性協調運動障害(DCD)などの診断名がありますが、なぜそのような特有の症状となるのかを少しASDの例を挙げて解説します。

ASDは独特の情報処理特性を持っており、①視覚優位、②パーツ・細部に注目する、③二つ以上の同時処理が困難という特徴から、「話を聞くとときには相手の顔を見る」ことが難しくなります。また、④パターンが決まったものが分かりやすい、⑤脳の機能が混乱しやすいという特性から、「急な予定変更をされるとパニックになる」ことが推測できます。

このように、情報処理特性によってとりやすい行動や習得しにくいことが想定できるようになります。彼らの行動の予測や効果的練習方法が分かれば、支援もしやすくなると思います。

プロフィール

1976(昭和51)年、名古屋大学医学部卒業。インターンを経て1977(昭和52)年から名古屋市立大学病院小児科に入局。1981(昭和56)年から名古屋市立大学病院小児科発達グループに勤務。大学病院での発達専門外来を30年間担当しながら、名古屋市児童福祉センター、愛知県コローニ発達研究所、名古屋市西部地域療育センターなどでも活動。2011(平成23)年より現職。



バリアバリエーションの視点から社会を変える

バリアを価値に変え起業

私は生まれつき骨形成不全症という骨が弱く折れやすい病気のため、幼少期より車いすで生活をしています。これまで骨折は20回以上、手術は10回以上を繰り返し、歩くことができない自分とずっと向き合ってきました。しかし大学生の時、車いすに乗っている目線の高さ106センチの自分だからこそ見えることや気づけることがあると思いい立ちました。障害を価値に変える「バリアバリエーション」の視点で、高齢者や障がい者など誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン(UD)の社会を創造することを目指し、在学中に株式会社ミライロを立ち上げました。

障害の定義とは

障がい者の「障害」は、障害のある本人ではなく環境にあると私は考えています。車いすに乗っている人は、歩けないことが障害なのではありません。段差や坂道があつて車いすで移動しづらいこの環境に、不自由さを感じているだけなのです。なぜそのような環境があるかと言つと、それは単純に歩ける人の方が多いからです。大多数の人のために作

られた環境によって、誰かの不自由や不安が生まれています。環境は私たちの力で変えていくことが可能です。

ハードとソフトの両軸から

ユニバーサルデザインには、ハード面とソフト面の二つのアプローチ方法があります。エレベーターやスロープなどの設備(ハード面)を整えることはもちろん大切なことですが、時間やコストがかかります。個人経営の飲食店や美容室など、場所によっては現実問題として取り組めないという課題があります。しかし、ハードは変えられなくても、私たちのハードは今すぐに変革することができます。お店にスロープが無くて困っている車いす利用者がいても、何かお手伝いできることはありませんか?と周りの人がサツとお声がけすれば、そこで食事をすることがあります。私たちはこれをユニバーサルマナーと名付けて、一人でも多くの人に多様な方々の目線に立ち行動してもらいたいと願い、資格化や研修を行うなどして普及・啓発に努めています。

誰もが求めるUD

ユニバーサルデザインやユニバーサル

株式会社ミライロ 代表取締役社長

かきうち としや
垣内 俊哉さん

マナーを必要としているのは、障がい者や高齢者だけではありません。ベビーカーを利用している人も含めると、日本全人口の3分の1もの人が移動に不安を抱えています。更に彼らは一人で行動するのではなく、家族や友人、同僚と行動します。誰か一人が求めていることではなく、皆が求めているものであるということが心に留めていただきたいと思います。

プロフィール

自身も車いすを利用する視点からユニバーサルデザインのコンサルティングを行う株式会社ミライロの代表取締役社長。高齢者や障害者へのマナーを普及する日本ユニバーサルマナー協会の代表理事を兼任。2013(平成25)年みんなの夢AWARD3グランプリ受賞、2014(平成26)年日経ビジネス「日本を変える100人」に選出。



新着図書紹介

ぼくの命は言葉とともにある



著者 福島 智さん

発行所 致知出版社

兵庫県生まれの福島さんは、3歳で右目を、9歳で左目を失明。18歳で失聴し、全盲ろうとなりました。

盲ろうの世界は、宇宙空間に1人だけで漂っている状態だと筆者。その極限状態で最も大切だと感じたこと、それは他者とのコミュニケーションだったといえます。「私が最もつらかったのは、見えない・聞こえないということそれ自体よりも、周囲の他者とのコミュニケーションができなくなってしまうということです」お母様による指文字の考案によって、コミュニケーションの手段を取り戻した筆者は、新たな人生を歩みだしました。全盲ろう者として世界で初めて、常勤の大学教授となり、現在は東京大学で教鞭をとっています。

本書には、福島さんが感じ取ってきた心のメロディ、点字や指文字で読み取ってきた命と魂に響く言葉が綴られています。

拉致問題の早期解決を願って

人権侵害を許さない姿勢を堅持

北朝鮮当局による拉致問題の啓発を促進するため、政府や自治体が主催する国民のつどいが、各地で開催されています。

10月12日には、政府や鳥取県などが主催する「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」が米子市内で開催されました。主催者を代表して、加藤勝信拉致問題担当大臣が「救出は一刻の猶予も許されない。何としても国の責任で解決する」と全力で取り組むことを約束しました。

壇上上がった拉致被害者松本京子さん(失踪当時29歳)の兄、松本孟さんらが「母は帰国を待たずして他界した。被害者家族の高齢化が心配。皆さんの力を借りて、拉致被害者全員が日本に帰ってくる日まで頑張りたい」と訴えました。

拉致問題対策本部が制作したDVD「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」必ず取り戻す！愛する家族へ」を上映した後、北朝鮮に拉致された日本

人を救出するための全国協議会会長で、東京基督教大学の西岡力教授が、「すべての拉致被害者を救出するために」と題した講演を行いました。

拉致問題への理解を深める

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。2002(平成14)年9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しました。政府認定拉致被害者17人のうち、兵庫県関係者では有本恵子さん、田中美さんの二人が認定を受けています(10月現在)。そのほか、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者も数多くおられます。日本政府は、拉致被害者に関する捜査・調査及び情報収集活動を進めており、今後の動向が注目されます。

拉致問題は一刻も早く解決しなければならぬ人権侵害問題です。拉致問題についての関心を高め、理解を深めていくことが大切です。

兵庫県警では、北朝鮮による「拉致容疑事案」被害者の有本恵子さんと田中美さんに関する情報や、「拉致の可能性を排除できない事案」に係る行方不明者の方々に関する情報提供を求めています。

お心当たりのある方は、兵庫県警察本部外事課まで情報をお寄せください。

皆様のご協力をお願いします。

兵庫県警察本部外事課 代表電話 078(341)7441

詳しくは、

拉致問題の早期解決を願う国民のつどい in 米子

主催 / 政府 拉致問題対策本部、鳥取県、米子市、日南町、大山町、北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議員連盟
北朝鮮に拉致された日本人を救出するための鳥取の会



拉致問題解決に向けて、政府の決意を示す加藤勝信拉致問題担当大臣

ご存じですか？このマーク。

障害のある方や配慮が必要な方に関するマークがあります。あなたはいくつ知っていますか。

次の「あ～え」の説明をA～Dから選んでみましょう。



A 聴覚障害のある方が運転する車に表示されます。やむを得ない場合以外は、幅寄せや割り込みを行わないようにしましょう。

B 身体内部(心臓、呼吸機能など)の障害は外見からは分かりにくいものです。マークを見かけたら、携帯電話の使用を控えるなどの配慮をしましょう。

C バスや電車での座席の譲りあいなど、みんなにやさしい環境づくりを進めていこうと兵庫県が制定しました。

D 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。公共の施設や民間の施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになっています。

この他にも多くのマークがあります。詳しくは県ホームページをご覧ください。

障害のある方や配慮が必要な方に関するマーク

答え あ(ハートプラスマーク)… B い(聴覚障害者標識)… A
う(補助犬マーク)… D え(譲りあい感謝マーク)… C

ふれあいサロン

読者からのお便り

働きやすい職場にするには、上司と部下とのコミュニケーションが大切ですね。お互いSOSを出せる人間関係になっていないとうまくいかないのではないかと思います。

✉ (広島市・向井康昭さん)

何も言わずにさっと手を差し伸べられるような職場環境になれば、自殺する方もいなくなるのと思います。ほんのちょっとした思いやりが大事だと思いました。

✉ (尼崎市・ガンガンダムさん)

10月号の「職場における若年性認知症の人への対応」は、私の知人にもパートナーが発病した方がいるので、切実に読みました。働き盛りの発病は、経済的に苦しく不安に思います。いろいろな支援や相談できるところがあるとずいぶん気が楽になり、前向きになれると思います。早期発見や支援を望みます。

✉ (加古川市・穴田敏子さん)



問 A~Hの文字を順番に並べると、何という言葉になるでしょう？

1	C	2	3	4	B	5	E
		6			7		
8					9	F	
		10					
	11	A			12		G
13	H		14		15		
		16	D				

〇〇 たてのカギ

- 12月4日~10日は〇〇〇〇週間です
- 〇〇の幸、山の幸
- この「きずな」の最終ページは“〇〇〇〇〇”ぶらざです
- 互いに気心が知れていて、ひとこと言うだけでわかりあえる間柄は「〇〇」といえば“かあ”の仲
- 小学生が6年間大切に使います
- お坊さんが着る衣服
- 11.自然と外にあらわれる好ましい洗練された様子。「〇〇がよい」
- 12.息子と娘。「帰国〇〇〇」
- 13.空中停止が可能で災害時などにも活躍する航空機の略称。「ドクター〇〇」、「〇〇ポート」
- 14.父親が‘ととさま’なら母親は‘〇〇さま’
- 15.主君に対する忠実を貫いた赤穂〇〇

〇〇 よこのカギ

- 1.内容が豊富であること。2016年が今年以上に〇〇〇〇〇した一年になりますように！
- 6.大阪府北部と兵庫県との境にある〇〇〇〇〇山
- 8.信じたことや威勢のいいことを言って相手を戸惑わせることを「〇〇に巻く」といいます
- 9.コノトトリと言えば豊岡。ではトキと言えば？
- 10.子育ては放任でもなく〇〇〇でもない適度な関わりを心がけたい
- 12.吸い物、つゆ。みそ〇〇のおいしい季節ですね
- 13.ある物事がそれまでとは違う状態になること。「表情の〇〇〇を読み取る」
- 15.協議すべき事柄。「〇〇進行」
- 16.2013年に成立した「障害者差別〇〇〇〇〇法」

10月号の答え

パ	ラ	ン	ス	ヨ	ク	イ	キ	ル
---	---	---	---	---	---	---	---	---

投稿&クロスワードで「ウエストポーチ」をプレゼント!!

「読者からのお便り」の投稿掲載者(平成28年2月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名)に、「ウエストポーチ」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見やご感想、人々とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。

※投稿はペンネームの使用も可能です。※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

応募方法 締め切り はがきか、FAX、メールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用の場合も併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。1月6日(水)締め切り(必着)

応募先 〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内 (公財)兵庫県人権啓発協会 「きずな」ふれあいサロン係
TEL:078(242)5355 FAX:078(242)5360 Eメール:info@hyogo-jinken.or.jp
*投稿者および応募者の個人情報は、管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。



のじぎく文芸賞の入賞者が決定

平成27年度ののじぎく文芸賞には、1,384点(一般の部116点、学齢児童生徒の部1,268点)応募がありました。審査の結果、下記の通り入賞者を決定しました。12月2日(水)の「人権のつどい」で表彰式を行います。

賞名	部門	部	作者名(敬称略)	作品名
最優秀賞	小説	学齢	小山 菜那	自立法
	随想	一般	鍵本 直哉	聞こえない
	詩	一般	山本 季枝	ゆうくん、とうくん
	創作童話	一般	柴田 慶子	トクさんのおすそ分け
優秀賞	小説	一般	佐々倉秋吾	神様のイタズラ
		学齢	該当作品なし	
	随想	一般	愛川 弘	甘い白桃
		学齢	柴田 らな	心で伝わる思い
	詩	一般	山本 光範	風の電話
		学齢	コニー	私は知りたい
	創作童話	一般	藤本 忍	約束
		学齢	名田 菜	百てん

*学齢=学齢児童生徒(中学生以下)

情報 ぱら ざ



“わたしたちも
人権文化をすすめる
県民運動”を
応援しています!

イベントガイド

第35回全国中学生 人権作文コンテスト 兵庫県大会 表彰式・講演会	日時 12月5日(土) 13:00~16:00 場所 兵庫県民会館11階バルテホール ※神戸市営地下鉄山手線「県庁前」駅下車すぐ 全国中学生人権作文コンテスト兵庫県大会の表彰式と最優秀賞受賞者による朗読 講演「あきらめない心」 ●野村真波さん(北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表、日本初の義手看護師)	問い合わせ 神戸地方法務局 人権擁護課 TEL 078(392) 1821
上郡町 人権のつどい	日時 12月6日(日) 13:30~16:00 場所 上郡町生涯学習支援センター 大ホール ※JR「上郡」駅から、徒歩約20分 第1部:人権作品表彰式・最優秀作文朗読 第2部:ちひろトーク&コンサート~金子みすゞの心とともに~ ●講師 ちひろさん(シンガーソングライター)	問い合わせ 上郡町教育委員会 教育推進課 TEL 0791(52) 2912

インターネットで「人権文化をすすめる県民運動」の様態を配信中!

人権文化をすすめる 動画 検索

友達や 家族はみんな 宝物
(南あわじ市 土井勝己さん)

やめようよ 言える勇氣 持ちたいね
(南あわじ市 小倉伍希さん)

人権に関する川柳を募集します!

いずれかのテーマに当てはまる川柳を募集します。
優秀作品は「きずな」に掲載し、オリジナルクリアファイルをプレゼント。

募集テーマ まなび、いのち、人権全般

応募方法 はがきか、ファクス、メールで受け付け。
郵便番号、住所、名前(ペンネームの場合も併記)、年齢を明記のうえ、ご応募ください。1月8日(金)締め切り。(応募は各テーマにつきお1人1点とします。)

インターネット上を含む未発表・未投稿の自作の作品に限ります。

応募先 (公財)兵庫県人権啓発協会 啓発・研究部(下記参照)

ハーフ
half
タイム
time

兵庫県内5か所のこども家庭センター(神戸市を除く)が2014年度に交付した発達障害児への療育手帳の交付件数は、658件で過去最多となったそうです。県の発表には「発達障害への理解が進み、早い段階での福祉サービス利用を求める動きが広がっている」とのコメントが添えられていました。

教育の場では、発達障害の多様な特性に対応するため、チームを組んで指導にあたるなど支援の仕方も改善されているようです。

障害に対する理解がさらに深まることを期待しつつ、すべての人が自分の力を発揮できる社会になればと願います。(小池)

「きずな」は、協会ホームページからもご覧になれます。

(公財)兵庫県人権啓発協会 〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内
TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360 info@hyogo-jinken.or.jp

兵庫県人権啓発協会

検索

2015(平成27)年12月発行